

選択的殺処分の基本的な考え方

- 令和8年5月に家畜伝染病予防法が改正され、同年5月19日に公布、即施行された。
- 適切なワクチン接種により免疫を獲得した症状のない豚は感染拡大リスクにならないとの専門家の結論を踏まえ、全頭殺処分から伝播リスクとなりうる豚のみを殺処分（選択的殺処分）。
- 発生後、殺処分等や消毒の期間を含め、概ね3か月間監視（移動制限+報告徴求）。
- 監視期間中も、消毒完了後、症状のない豚はと畜場出荷や肥育農場への移動が可能。

1. 殺処分の範囲

県が、国と協議の上、決定。

① ワクチン免疫が成立していない豚

未接種・接種後20日未経過・発育不良

※ 3回目の消毒完了後に生まれた子豚を除く。

② 症状が認められ、PCR陽性となった豚

③ その他家畜防疫員が必要と判断した豚

・接種が早すぎるなど、県の指示に従わず、
ワクチンが適切に接種されていない

⇒全頭殺処分対象

・感染が限局していない

（農場内にウイルスが広範囲に浸潤）

⇒繁殖豚を除く全頭を殺処分対象

2. 防疫措置

(1) 拡散状況確認検査

全頭：臨床検査 → 異常豚：PCR検査等

(2) 殺処分等・消毒

殺処分は1週間以内を目途に実施。

消毒は1週間間隔で3回実施。

3. 監視プログラム

○ 移動制限と毎日の報告徴求により監視。
（監視期間：約3か月）

○ 消毒完了後（発生から約3週間後）、
症状のない豚は以下が可能。

・と畜場出荷

・子豚の肥育農場への移動